

## 京丹後市競争入札心得（物品等の供給及び役務の提供用）

### （目的）

第 1 条 京丹後市（以下「市」という。）が発注する物品等の供給及び役務の提供の一般競争入札、公募型指名競争入札及び通常指名競争入札（以下「入札」という。）を行う場合並びに京丹後市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の少額物品・少額役務を使用して行う場合（以下「電子調達」という。）における取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、京丹後市契約規則（平成 16 年京丹後市規則第 72 号。以下「規則」という。）及び京丹後市物品等電子調達運用基準（平成 27 年京丹後市告示第 15 号。以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### （利用者登録）

- 第 2 条 電子調達に参加しようとする者（以下「電子調達参加者」という。）は、個別案件の手続を行う前に、電子入札システムに電子調達参加に必要な電子調達参加者の情報を登録（以下この条において「利用者登録」という。）をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、運用基準第 23 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる場合に該当するときは、当面の間、利用者登録をせずとも電子調達に参加することができるものとする。
  - 3 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

### （電子調達対象案件）

第 3 条 電子調達の対象案件は、入札公告及び指名通知書（入札説明書を含む。以下同じ。）において、電子調達である旨、記載がある案件とする。

### （入札参加資格等）

- 第 4 条 入札参加者（紙入札方式のみで行われる入札（以下「通常入札」という。）に参加しようとする者、電子調達参加者及び電子調達において市の承諾を得て紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）をいう。以下同じ。）のうち一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す一般競争入札参加資格確認申請書（添付書類を含む。）を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- 2 入札参加者のうち公募型指名競争入札に参加しようとする者（指名競争入札参加資格を有する者に限る。）は、入札公告で示す公募型指名競争入札参加申請書（添付書類を含む。）を提出して、指名のための選考を受けなければならない。
  - 3 入札には、第 1 項の場合については一般競争入札参加資格確認通知を受けた者、前項の場合及び通常指名競争入札の場合については指名通知を受けた者でなければ参加するこ

とができない。

(入札保証金等)

第 5 条 入札参加者は、開札の開始までに入札金額（単価等入札の場合にあつては予定総額とし、消費税及び地方消費税を含めた額とする。）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を入札手続における担当部局に提出しなければならない。
- 3 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金納付後（規則第 52 条第 2 項の規定により契約保証金の納付を免除された者にあつては、契約の確定した時）に、落札者以外の者に対しては入札執行後にこれを還付する。
- 4 落札者が、契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。

(入札を行うことができる者)

第 6 条 入札を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 入札参加者又はその代表者
  - (2) 年間委任状により契約等の権限を入札参加者又はその代表者から委任された支店長等（以下「支店長等」という。）
  - (3) 当該入札に関する権限を入札参加者若しくはその代表者又は支店長等から委任された者（以下「代理人」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、電子調達に利用できる IC カード（運用基準第 2 条第 8 号に規定する「IC カード」をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者の IC カードとする。
- (1) 入札参加者又はその代表者
  - (2) 支店長等
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、ユーザー ID・パスワード（以下「ID・パスワード」という。）を使用して電子調達に参加できる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 入札参加者又はその代表者
  - (2) 支店長等
- 4 代理人が入札しようとするときは、委任状（様式第 1 号）を提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を代理人とすることができない。
- 6 入札参加者（その代表者、支店長等及び代理人を含む。以下この条において同じ。）は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者の IC カード又は ID・パスワードを使用して入札することはできない。

(入札等)

第 7 条 前条第 1 項に掲げる者（以下「入札者」という。）は、入札に当たっては、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

- 2 入札者は、入札公告、図面、仕様書、指名通知書、質問回答書、運用基準等を熟覧の上、入札しなければならない。
- 3 入札者は、図面、仕様書等（以下この項において「仕様書等」という。）に疑義があるときは、仕様書等に関する質疑書（様式第 2 号）に質疑事項を記入し、入札公告、指名通知書等で示す方法により、所定の日時まで提出しなければならない。
- 4 入札者は、前項に規定するほか、入札公告、図面、仕様書、指名通知書、運用基準、電子入札システムの運用等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 5 入札者は、通常入札の場合であって入札公告、指名通知書等で指示があった場合については、入札に際し、入札書記載金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を必ず持参し、入札執行者がこれを求めた場合は、これを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、入札執行者は、内訳書の提出を求めることができる。
- 6 入札者は、次の各号に掲げる方式に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、入札書を提出しなければならない。
  - (1) 通常入札 入札用封筒に入れた入札書（様式第 3 号）を入札箱に投函(かん)する。ただし、市が事前に認めた場合は、入札用封筒に入れずに入札書を入札箱に投函(かん)することができる。
  - (2) 電子調達 電子入札システムの入札書提出締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書を電子提出（運用基準第 2 条第 2 号に規定する「提出」をいう。以下同じ。）する。ただし、ID・パスワードを使用して電子調達に参加する者は、入札等宣誓書の提出又は届出（運用基準第 2 条第 3 号に規定する「提出」をいう。以下同じ。）をもって電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付すことに代えることができる。
- 7 郵送による入札は、入札条件に明示した場合に限り、これを行うことができる。
- 8 入札者は、一旦入札書を入札箱に投函(かん)し、若しくは電子提出をし、又は前項で定めるところにより郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- 9 通常入札の場合においては、入札者以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。

(入札の辞退)

第 8 条 通常指名競争入札で指名通知を受けた者が入札を希望しない場合又は入札に参加できない事情がある場合においては、開札の開始（電子調達については、入札書提出締切日時）に至るまで（通常入札については入札箱に入札書を投函(かん)した後、電子調達については入札書を提出した後は除く。）は、入札を辞退することができる。

- 2 前項の規定により、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げる方式に応じ、それぞれ当該各号に定める手続を行わなければならない。

- (1) 通常入札 辞退する具体的理由を記載した入札辞退届（様式第 4 号）を入札手続における担当部局に直接持参し、又は入札日（郵送による入札の場合は、開札日。以下同じ。）の前日までに到達するように郵送して申し出なければならない。
  - (2) 電子調達 電子入札システムにより、辞退する具体的理由を入力した辞退届を提出しなければならない。なお、電子提出された辞退届に、辞退する具体的理由の入力がない場合、辞退する具体的理由を記載した入札辞退届（様式第 4 号）を入札事務関係職員が指示する方法により提出を行うこと（紙入札者においては、辞退する具体的理由を記載した入札辞退届（様式第 4 号）を入札手続における担当部局に直接持参し、又は電子入札システムの入札書提出締切日時までに到達するように郵送して申し出なければならない。）。
- 3 第 1 項の規定は、第 15 条に規定する再度入札（以下「再度入札」という。）を行う場合についても準用する。この場合においては、次の各号に掲げる方式に応じ、それぞれ当該各号に定める手続を行わなければならない。
- (1) 通常入札 再度入札の開札の開始に至るまで（入札箱に再度の入札書を投函(かん)した後は除く。）に、入札辞退届（様式第 4 号）又は辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければならない。
  - (2) 電子調達 再度入札の開札の開始に至るまで（再度の入札書を提出した後は除く。）に、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない（電子入札システムによる辞退届の提出が困難な場合は、入札辞退届（様式第 4 号）を入札手続における担当部局に直接持参又は入札事務関係職員が指示する方法により提出を行うこと。）。
- 4 一般競争入札又は公募型指名競争入札（以下「募集型競争入札」という。）で参加申請等を行った者が一般競争入札参加資格確認通知又は指名通知（以下「資格確認通知等」という。）前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した入札参加申請取下届（様式第 4 号の 2）を入札手続における担当部局に直接持参して申し出なければならない。
- 5 募集型競争入札で資格確認通知等を受けた者が正当な理由なく入札を辞退した場合には、市の指名停止措置を行うことがある。
- 6 募集型競争入札で再度入札を行う場合において、入札を辞退した場合は、前項の規定を適用しない。この場合においては、入札辞退の手続は、第 3 項の規定によるものとする。
- 7 正当な理由なく無断で入札に参加しなかった場合は、市の指名停止措置を講ずることがある。

#### （公正な入札の確保）

- 第 9 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- 4 入札参加者は、資格確認通知等を受理して以降入札までの間、入札の公平性及び透明性を損なわない事項で、業務実施上、特に必要があると発注者が認める場合を除き、発注者側の職員に対して面談等を行ってはならず、これに抵触する場合には、次条に定める措置を講じるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為として、公正取引委員会に通知することがある。
- 5 入札参加者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第 10 条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 天災その他やむを得ない事由がある場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- 3 初度の入札において、入札参加者が 1 人の場合は、入札を執行しない。ただし、募集型競争入札においては、入札参加者が 1 人の場合であっても入札を執行することができる。
- 4 再度入札において、入札参加者が 1 人の場合は、入札を執行しない。ただし、募集型競争入札においては、入札参加者が 1 人の場合であっても入札を執行することができる。
- 5 入札の執行を延期又は取りやめた場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(無効の入札)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格（第 2 条第 1 項で確認した資格又は指名競争入札参加資格をいう。）のない者
- (2) 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の IC カード又は業者番号・ID・パスワード（以下この条において業者番号・ID・パスワードのことを「業者番号等」という。）を使用しての入札を含む。）をした者
- (3) 他人の IC カード又は業者番号等を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
- (4) 代表者及び支店長等（以下この条において「代表者等」という。）が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者等の IC カード又は業者番号等を使用して入札に参加した者
- (5) 不特定多数の者が使用できる情報通信機器が設置されている場所で、当該情報通信機器により業者番号等を使用して入札に参加した者
- (6) その他不正の目的をもって IC カード又は業者番号等を使用した者
- (7) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者
- (8) 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者（IC カードの失効等により開札できない入札書で入札した者を含む。）

- (9) 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件が特定できない入札書で入札した者
  - (10) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
  - (11) 委任状を持参しない代理人
  - (12) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。
  - (13) 業者番号等を使用して入札に参加した者で、開札までに入札等宣誓書の提出又は届出がない者
  - (14) 開札までに有効な内訳書を提示又は提出しない者（入札執行者が提示又は提出を求めた場合に限る。）
  - (15) 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者
  - (16) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年京丹後市告示第 68 号）に基づく排除措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
  - (17) その他入札条件に違反した者
- 2 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

（錯誤の申出）

- 第 12 条 入札参加者は、電子調達の場合において、開札日の前日（土・日・祝日を除く。）までに入札参加者が行った当該入札が明らかに錯誤である場合は、直ちにその旨を申し出ることができる。
- 2 前項の申出を行った者は、直ちに当該入札が錯誤であることについて、弁明書（様式第 5 号）を届け出なければならない。
  - 3 市は、前項の規定により弁明書の届出を受けたときは、内容について事情聴取し、当該入札を無効とすることができる。

（入札の失格）

- 第 13 条 再度入札において、前回の入札のうち最低入札価格以上（市の収入の原因となる契約（物品の売払い等）については、最高入札価格以下）の価格で入札した者は、失格とする。

（入札書等の取扱い）

- 第 14 条 提出された入札書（電子入札システムによるものを含む。以下この条において同じ。）は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し、若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（再度入札）

- 第 15 条 初度の入札において、次条に規定する落札者がいない場合は、通常入札の場合においては直ちに、電子調達の場合においては市長が指定する日時において再度入札を行う。

ただし、再度入札を行わずに入札を打ち切る場合もある。

- 2 前項の再度入札の回数は、1回を限度とする。
- 3 再度入札は、初度の入札に参加した者のみで行う。ただし、初度の入札において無効の入札を行った者又は失格となった者は、再度入札に参加できない。

(落札者の決定)

第16条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の収入の原因となる契約（物品の売払い等）については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価入札者の落札決定)

第17条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、通常入札の場合においては当該入札者にくじを引かせ、電子調達の場合においては電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を定めるものとする。

- 2 前項の場合（通常入札の場合に限る。）において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵便における入札の場合で当該入札者が開札立会人として入札場にいなときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 電子調達の場合で、紙入札者の入札書にくじ入力番号が記載されていないときは、運用基準第24条第5項の規定により、当該入札者のくじ入力番号を「001」とする。

(保留)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合で、直ちに落札決定をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。

- (1) 談合情報等があること又は提出された内訳書の調査結果等により、入札参加者が連合し、不穩の行動をなす等公正な入札を執行することができないおそれがあり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為の有無等について調査等を要すると判断されるとき。
- (2) 第12条の規定により錯誤の申出を受けたとき又は明らかに錯誤による入札書であると市が認めたとき。
- (3) その他入札執行中に通常予想することができない事象等が発生し、規則等の規定によっても即時に対処できない等の状況があるとき。

(契約保証金等)

第19条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額（単価等契約の場合にあつては予定総額とし、消費税及び地方消費税を含めた額とする。）の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約目的物の引渡し等、契約が履行されたときは、これを還付する。

(入札保証金等の振替)

第 20 条 落札者は、第 5 条第 3 項の規定による還付を受けるべき入札保証金を契約保証金の一部に充当するよう申し出ることができる。

(契約書等の提出)

第 21 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書の案に記名押印し、通常入札においては落札決定通知書、電子調達においては入札公告又は指名通知書に明示した日までに、これを入札手続における担当部局に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。ただし、指定期日までに契約書を提出することのできない相当の事由がある場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、その指定期日経過後 3 日を限度として、期間の延長を認めることができる。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準じる書面を入札手続における担当部局に提出しなければならない。

4 落札者が契約を締結しない場合で、入札保証金を免除しているときは、落札金額（単価等契約の場合にあっては予定総額とし、消費税及び地方消費税を含めた額とする。）の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

(議会の議決を要する契約)

第 22 条 京丹後市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年京丹後市条例第 77 号）に規定する議会の議決を要する契約については、京丹後市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立する。

2 前項の規定を適用する契約において、第 19 条第 1 項の規定については、同条中、「契約書の案の提出と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

3 第 1 項の仮契約の当事者が、入札日から京丹後市議会の議決を得る日までに市の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

4 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、市は一切の責を負わないものとする。

(異議の申立)

第 23 条 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、入札公告、指名通知書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第 24 条 この心得に定めのない事項については、入札公告、指名通知書その他入札条件を示した書面等に定めるところによる。

附 則

この心得は、平成 21 年 4 月 1 日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成 22 年 5 月 6 日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成 23 年 4 月 1 日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成 26 年 3 月 1 日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成 27 年 2 月 9 日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成 28 年 4 月 1 日以降に開札を行うものに適用する。

附 則

この心得は、令和元年 12 月 1 日以降に開札を行うものに適用する。